## 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社カラーズ(以下「事業者」という。)が開設する指定児童発達支援、放課後等デイサービス「カラーズ」(以下「事業所」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の児童指導員、保育士等(以下「従業者」という。)が、障害児に対し、適正な指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスを提供することを目的とする。

### (運営の方針)

- 第2条 指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、障害児が日常生活に おける基本動作を習得し、集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況 並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。
- 2 指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスの実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、 利用者の所在する区市町村、他の指定障害児通所支援事業者、指定障害児相談支援事業者、指定特定相 談支援事業者、指定障害児入所施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な 連携に努めるものとする。
- 3 適切なアセスメントの実施とこどもの特性を踏まえた支援を確保する観点から、運営基準において、 事業所に対して、支援において、5領域(「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コ ミュニケーション」「人間関係・社会性」)を全て含めた総合的な支援を提供することを基本とし、支 援内容について、事業所の個別支援計画等において5領域とのつながりを明確化した上で提供する
- 4 本人の意思に反する異性介助がなされないよう、個々の障害児の年齢等に応じて、児童発達支援管理責任者等が支援の提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえた支援の提供体制の確保に努めるものとする。
- 5 前項のほか、児童福祉法(昭和22年法律第164号)及び東京都指定障害児通所支援の事業等の 人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年条例第一三九号)に定める内容のほかその他関係 法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

#### (事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
  - 一 名 称 カラーズ
  - 二 所在地 東京都大田区蒲田二丁目26番3号コリンビル2階、3階

# (職員の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
  - 一 管理者 1名管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
  - 二 児童発達支援管理責任者 1名(管理者と兼務) 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成の業務のほか、事業所に対する指定児童発

達支援及び指定放課後等デイサービスの利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導 等のサービスの内容の管理等を行うものとする。

- 三 児童指導員または保育士 4名以上(うち1名以上は常勤) 児童指導員または保育士は、個別支援計画に基づき、障害児等に対し適切に指導等を行う。
- 四 機能訓練担当職員 必要に応じて配置 機能訓練担当職員は、個別支援計画に基づき、障害児等に対し必要な機能訓練を行う。
- 五 指導員 必要に応じて配置 指導員は、個別支援計画に基づき、障害児等に対し適切に指導等を行う。

(営業日、営業時間及びサービス提供時間)

- 第5条 事業所の営業日、営業時間は次のとおりとする。
  - 一 営業日 月曜日から土曜日、祝日、学校休業日、長期休暇日 ただし、5月3日、8月13日、及び12月28日から1月3日までを除く。

### 二 営業時間

(放課後等デイサービス・児童発達支援)

平日12:30~18:30土曜日10:00~16:30祝日・長期休暇10:00~17:00

## 三 サービス提供時間

(放課後等デイサービス)

平日 13:00~18:30

学校休業日 (祝日・土曜日・長期休暇)

 $10:30\sim16:30$ 

(児童発達支援)

平日・祝日13:00~17:00土曜日10:20~16:30

## (利用定員)

第6条 利用定員は児童発達支援、放課後等デイサービスで区分せずに合計20名とする。

#### (主たる対象者)

第7条 指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスを提供する主たる対象者は、〔重症心身障害以外〕の障害児とする。

(指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスの内容)

- 第8条 事業の内容は次のとおりとする。
  - 一 個別支援計画の作成
  - 二 日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練、その他必要な支援

### (通所給付決定保護者から受領する費用)

第9条 指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスを提供した場合の利用料の額は、こども家庭 庁長官が定める基準額によるものとし、当該指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスが法定代 理受領サービスであるときは、通所給付決定保護者の家計の負担能力等をしん酌して児童福祉法施行令 において定める額とする。ただし、各区市町村が定める月額負担上限額の範囲内とする。

## (通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、大田区、品川区とする。

### (利用にあたっての留意事項)

- 第11条 利用者が指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスの提供を受ける際は、次の各 号に掲げる事項に留意してもらうよう、説明を行うものとする。また、そのための環境整備・安 全確保をおこなう。
  - 1 室内外の機器等の使用にあたっては、従業者の指示に従うこと。
  - 2 本人または他の利用児童に著しい危険が及ぶ行動に対しての制止指示に従うこと。
  - 3 体調・健康状態・精神状態に変調がある場合には、その旨申し出ること。
  - 4 利用児童の疾病で、利用児童の主治医が、児童発達支援及び放課後等デイサービス提供中に他の利用児童に感染する疾病と診断した場合にはサービスの提供は中止する。
  - 5 体調不良などにより欠席をする際には、速やかに連絡をすること。
  - 6 保護者および指定障害児相談支援を提供する事業者に個別支援計画を交付する。

### (緊急時等における対応方法)

- 第12条 従業者等は、指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスを実施中に利用者の病状 に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、 管理者に報告するものとする。
  - 2 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるもの とする。
  - 3 前項の必要な措置とは、救命行為、応急処置、家族への連絡、救急要請とする。

#### (非常災害対策)

第13条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(虐待の防止のための措置)

- 第14条 事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な以下の措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合にはただちに防止策を講じ 区市町村へ報告する。
  - 一 虐待防止に関する責任者の設置
  - 二 苦情解決体制の整備
  - 三 従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施
  - 四 虐待防止対策検討委員会の定期的な開催

## (感染症等の予防及びまん延の防止)

- 第15条 事業者は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の 各号に掲げる措置を講じる。
- 一 感染症・食中毒予防のための対策検討委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - 二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 三 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症予防のための訓練を定期的に実施する。

#### (身体拘束等の禁止)

- 第16条 事業者は、指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。
- 2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
  - 3 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
- 一 身体拘束等の適正化のための対策検討委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
  - 二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
  - 三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

## (適切な職場環境維持)

第17条 事業者は、適切な指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

### (業務継続計画の策定等)

- 第18条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。
- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を 定期的に実施する。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う ものとする。

### (安全計画の策定等)

- 第19条 事業者は、障害児の安全の確保を図るため、事業所ごとに、当該事業所の設備の安全点検、 従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活におけ る安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画 (以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じる。
- 2 事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に 実施する。
- 3 事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知する。
  - 4 事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

### (その他運営についての重要事項)

- 第20条 事業所は、従業者等の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。
  - 一 採用時研修 採用後1カ月以内
  - 二 継続研修 年4回
  - 三 定期会議 月1回
  - IV 外部研修 不定期
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附則

- この規程は、令和6年11月1日から施行する。
- この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- この規程は、令和7年5月1日から施行する。